

令和 8 年 度

美里町水道水質検査計画

美里町水道事業所

令和８年度美里町水道水質検査計画について

美里町水道事業所では、皆様に安心して水道をご利用いただくために、「令和８年度美里町水道水質検査計画」を策定しました。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であるとともに、浄水処理過程、送配水施設が正常に機能しているかどうかの判断材料であり、水質管理を行う上で重要な役割を果たしています。

また、水道水質検査計画は、水源から給水栓（蛇口）に至るまでの適正な水質管理を行うため、水質検査項目や検査回数などを定めたものです。

この計画を毎年度策定し公表することにより、水道水質検査の適正化と透明性を確保し、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

令和8年度 美里町水道水質検査計画

1 水道事業の概要

(1) 水道事業種別	上水道事業
(2) 事業主体	美里町
(3) 水源・浄水処理概要	表1のとおり
(4) 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム
(5) 給水人口	22,658人 (令和6年度末)
(6) 一日平均給水量	6,755 m ³ /日 (令和6年度末)

2 水質検査計画

水質検査は、「表2」「図1」に基づき、次のとおり実施し、安全で安心な水道水の供給に努めます。

- (1) 毎月検査及び全項目検査は、図1に示す主要な箇所で行います。
- (2) 毎日検査は、図1中の末端給水栓で行います。
- (3) クリプトスポリジウム検査は、梅ノ木取水口で年4回実施します。
- (4) 水質管理目標設定項目検査等は、美里町浄水場給水栓で年1回実施します。
- (5) 放射性物質検査は、美里町浄水場給水栓で年4回実施します。

3 水質検査方法

水質検査は、国が定めた方法、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。また、その実施については、次のとおりとします。

- (1) 毎月検査・全項目検査は、【大崎市上下水道部】へ委託します。
- (2) 毎日検査は、美里町水道事業所又は業務委託者で行います。
- (3) クリプトスポリジウム検査は、検査機関へ委託します。
- (4) 水質管理目標設定項目検査等は、検査機関へ委託します。
- (5) 放射性物質検査は、検査機関へ委託します。

4 臨時の水質検査

臨時の水質検査には、次のような状況の場合、毎月検査の項目を基本とし、必要に応じて検査項目を加除して行い、異常の終息と安全性が確認されるまで行います。

- (1) 水源水質の悪化、水源に異常を認めるとき。
- (2) 浄水処理過程に異常を認めるとき。
- (3) 水道施設の汚染が認められるとき。
- (4) その他必要と認められるとき。

5 水質検査結果の公表

水道水質検査計画は、「美里町ホームページ」で公表するとともに水道事業所窓口で閲覧することができます。この計画に基づき行われた水質検査の結果は、次年度計画の中で公表します。

6 水質検査の精度と信頼性の確保

自己検査については、常に業務受託者が検査に対する研鑽を積むとともに検査職員の資質向上を図り、検査の精度と信頼の確保に努めます。

委託検査については、分析機器が整った検査技術の優れた検査機関に委託し、また委託した検査機関に対しては、最新の分析機器の整備や検査技術の向上を要請し、常に精度と信頼性の確保に努めます。

7 関係者との連携

水源及び河川流域等での水質汚染事故が発生した場合、各河川水系関係諸団体、宮城県、大崎広域水道並びに近隣市町との情報交換を図り、安全で清澄な水道水の供給に努めます。

8 水質検査結果

水質検査結果は、表 3 のとおり。

図1 配水系統概念図

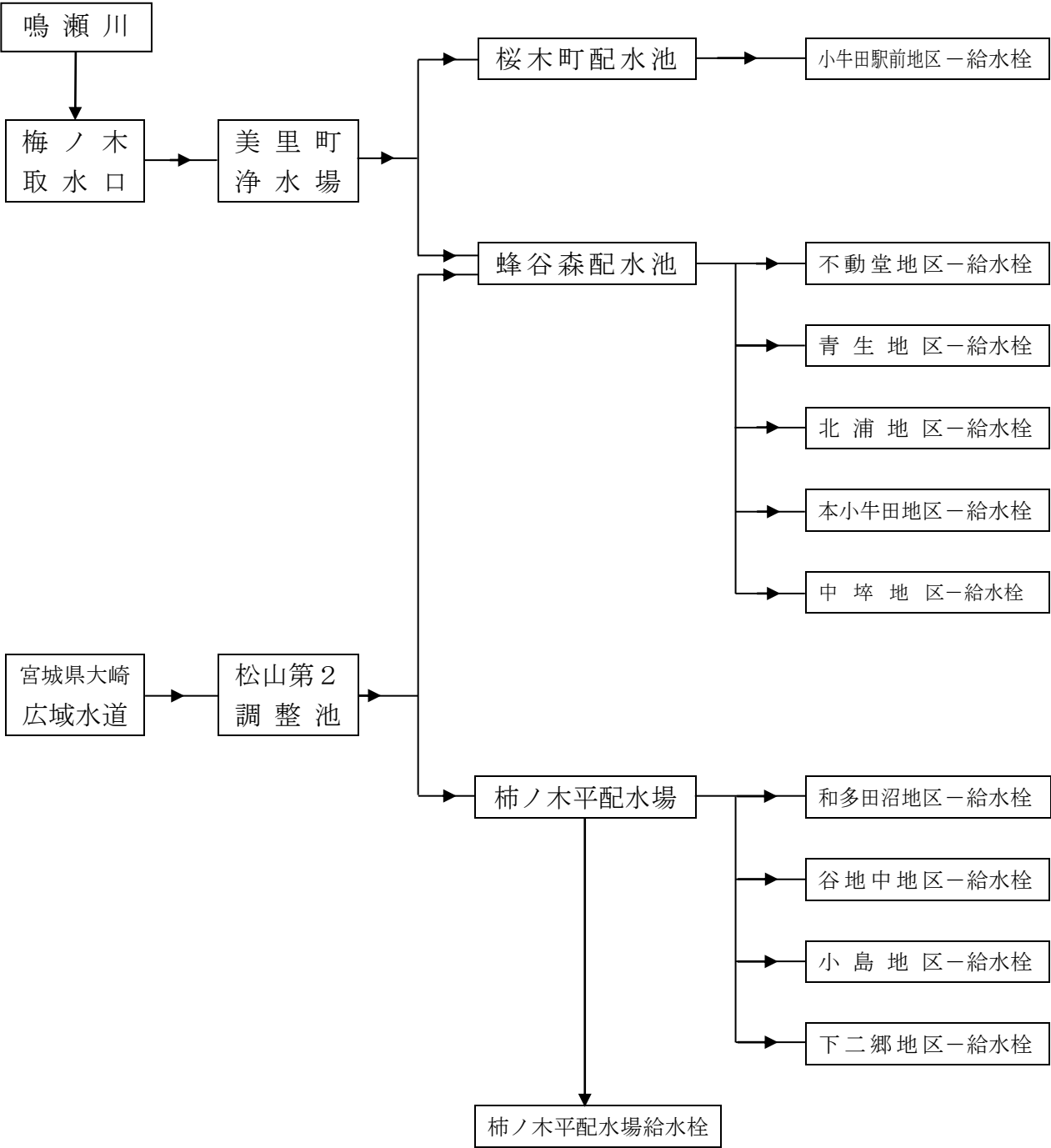


表 1 水源及び浄水処理概要

原水種別 1 河川水（表流水） 2 浄水受水（県水）
 浄水処理方法 ①緩速ろ過 ②塩素消毒 ③活性炭処理

水源名	原水種別	浄（配）水場名	浄水処理方法	水質状況・管理留意点
鳴瀬川	1	美里町浄水場	① ② ③	表流水としては有機物、濁質は比較的安定しているが、降雨時等の上記水質変動に留意を要します。
		桜木町配水池	②	美里町浄水場からの浄水は、年間を通じて安定した水質を保持しています。
		蜂谷森配水池	②	
宮城県大崎広域水道	2	柿ノ木平配水場	②	宮城県大崎広域水道からの受水浄水は、季節変化に伴う異臭味（カビ臭）及び消毒副生成物に配慮を要します。

表 2 水質検査計画

項 目	頻 度	検 査 項 目
毎 日 検 査	毎 日	色、濁り、残留塩素
毎 月 検 査	年 1 2 回 (月 1 回)	一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度（計 1 2 項目）
全 項 目 検 査	年 4 回 (3 か月に 1 回)	別表 1 の項目 (原水は番号 2 2 ～ 3 2、4 9 の項目を除く)
水道管理目標 設定項目検査	年 1 回	別表 2、別表 3 の項目
クリプトスポ リジウム等検査	年 4 回 (3 か月に 1 回)	クリプトスポリジウム、ジアルジア
放射性物質検査	年 4 回 (3 か月に 1 回)	放射性ヨウ素（ヨウ素 1 3 1）、放射性セシウム（セシウム 1 3 1 及び 1 3 7）

(別表 1) 水質基準

区分	番号	項 目	基 準 値	検査頻度 (年回数)	分 類
人の健康に 影響を 与える 項目	1	一般細菌	1mL 集落形成数 100 以下	1 2	細 菌
	2	大腸菌	検出されないこと	1 2	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	無 機 物 重 金 属
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	4	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
	8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	4	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	4	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	4	一般有機物
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOs) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下	4	
	21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4	
	22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	4	
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	4	消 毒 副 生 成 物
	24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	4	
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	4	
	27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	4	
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	4	
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	4	
	31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	4	
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4	
生活利用上支障を及ぼすおそれのある項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	着 色
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	4	
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	4	
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	4	味
	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	4	着 色
	39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1 2	味
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	4	
	41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	4	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	4	発 泡
	43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	1 2	カ ビ 臭
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	1 2	
	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	4	発 泡
	46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	4	臭 気
	47	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3 mg/L 以下	1 2	味
	48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	1 2	基礎的性状
	49	味	異常でない	1 2	
	50	臭気	異常でない	1 2	
	51	色度	5 度以下	1 2	
	52	濁度	2 度以下	1 2	

※令和 8 年 4 月 1 日改正の内容を反映しております。

(別表 2) 水質管理目標設定項目

番号	項 目	基準値等	検査頻度 (年回数)	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	
4	—	—	—	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1	
6	—	—	—	削除
7	—	—	—	削除
8	トルエン	0.4 mg/L 以下	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	1	
11	—	—	—	削除
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	1	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下	1	
14	抱水クロラル	0.02 mg/L 以下	1	
15	農薬類	1 以下	1	
16	残留塩素	1 mg/L 以下	1	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L 以下	1	
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1	
21	メチルtert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1	
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	
24	蒸発残留物	30~200 mg/L 以下	1	
25	濁度	1 度以下	1	
26	pH値	7.5 程度	1	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	
28	従属栄養細菌	1 mL の検水で形成される 集落数が 2000 以下(暫定)	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1	

※令和 8 年 4 月 1 日改正の内容を反映しております。

(別表 3) 農薬の管理目標

番号	農 薬 名	基準値等	検査頻度 (年回数)	備考
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.06 mg/L	1	
2	2,2-DPA(ダラポン)	0.08 mg/L	1	
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02 mg/L	1	
4	EPN	0.004 mg/L	1	
5	MCPA	0.005 mg/L	1	
6	アシュラム	0.9 mg/L	1	
7	アセフェート	0.006 mg/L	1	
8	アトラジン	0.01 mg/L	1	
9	アニロホス	0.003 mg/L	1	
10	アミトラズ	0.006 mg/L	1	
11	アラクロール	0.03 mg/L	1	
12	イソキサチオン	0.005 mg/L	1	
13	イソフェンホス	0.001 mg/L	1	
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/L	1	
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L	1	
16	イプフェンカルバゾン	0.002 mg/L	1	
17	イプロベンホス(IBP)	0.09 mg/L	1	
18	イミノクタジン	0.006 mg/L	1	
19	インダノファン	0.009 mg/L	1	
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L	1	
21	エトフェンプロックス	0.08 mg/L	1	
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01 mg/L	1	
23	オキサジクロメホン	0.02 mg/L	1	

番号	農 薬 名	基準値等	検査頻度 (年回数)	備考
24	オキシシ銅(有機銅)	0.03 mg/L	1	
25	オリサストロビン	0.1 mg/L	1	
26	カズサホス	0.0006 mg/L	1	
27	カフェンストロール	0.008 mg/L	1	
28	カルタップ	0.05 mg/L	1	
29	カルバリル(NAC)	0.02 mg/L	1	
30	カルボフラン	0.0003 mg/L	1	
31	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L	1	
32	キャプタン	0.3 mg/L	1	
33	クミルロン	0.03 mg/L	1	
34	グリホサート	2 mg/L	1	
35	グルホシネート	0.02 mg/L	1	
36	クロメプロップ	0.02 mg/L	1	
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L	1	
38	クロルピリホス	0.003 mg/L	1	
39	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L	1	
40	シアナジン	0.001 mg/L	1	
41	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/L	1	
42	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/L	1	
43	ジクロベニル(DBN)	0.03 mg/L	1	
44	ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L	1	
45	ジクワット	0.001 mg/L	1	
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/L	1	
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 mg/L	1	
48	ジチオビル	0.009 mg/L	1	
49	シハロホップブチル	0.006 mg/L	1	
50	シマジン(CAT)	0.003 mg/L	1	
51	ジメタメトリン	0.02 mg/L	1	
52	ジメトエート	0.05 mg/L	1	
53	シメトリン	0.03 mg/L	1	
54	ダイアジノン	0.003 mg/L	1	
55	ダイムロン	0.8 mg/L	1	
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチル イソチオシアネート	0.01 mg/L	1	
57	チアジニル	0.1 mg/L	1	
58	チウラム	0.02 mg/L	1	
59	チオジカルブ	0.08 mg/L	1	
60	チオファネートメチル	0.3 mg/L	1	
61	チオベンカルブ	0.02 mg/L	1	
62	テフリルトリオン	0.002 mg/L	1	
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02 mg/L	1	
64	トリクロピル	0.006 mg/L	1	
65	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/L	1	
66	トリシクラゾール	0.1 mg/L	1	
67	トリフルラリン	0.06 mg/L	1	
68	ナプロバミド	0.03 mg/L	1	
69	パラコート	0.01 mg/L	1	
70	ピペロホス	0.0009 mg/L	1	
71	ピラクロニル	0.01 mg/L	1	
72	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L	1	
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/L	1	
74	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L	1	
75	ピリブチカルブ	0.02 mg/L	1	
76	ピロキロン	0.05 mg/L	1	
77	フィプロニル	0.0005 mg/L	1	
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01 mg/L	1	
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L	1	
80	フェリムゾン	0.05 mg/L	1	

番号	農 薬 名	基準値等	検査頻度 (年回数)	備考
81	フェンチオン(M P P)	0.006 mg/L	1	
82	フェントエート(P A P)	0.007 mg/L	1	
83	フェントラザミド	0.01 mg/L	1	
84	フサライド	0.1 mg/L	1	
85	ブタクロール	0.03 mg/L	1	
86	ブタミホス	0.02 mg/L	1	
87	ブプロフェジン	0.02 mg/L	1	
88	フルアジナム	0.03 mg/L	1	
89	ブレチラクロール	0.05 mg/L	1	
90	プロシミドン	0.09 mg/L	1	
91	プロチオホス	0.007 mg/L	1	
92	プロピコナゾール	0.05 mg/L	1	
93	プロピザミド	0.05 mg/L	1	
94	プロベナゾール	0.03 mg/L	1	
95	プロモブチド	0.1 mg/L	1	
96	ベノミル	0.02 mg/L	1	
97	ペンシクロン	0.1 mg/L	1	
98	ベンゾビシクロン	0.09 mg/L	1	
99	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L	1	
100	ベンタゾン	0.2 mg/L	1	
101	ペンディメタリン	0.3 mg/L	1	
102	ベンフラカルブ	0.02 mg/L	1	
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01 mg/L	1	
104	ベンフレセート	0.07 mg/L	1	
105	ホスチアゼート	0.005 mg/L	1	
106	マラチオン(マラソン)	0.7 mg/L	1	
107	メコプロップ(MC P P)	0.05 mg/L	1	
108	メソミル	0.03 mg/L	1	
109	メタラキシル	0.2 mg/L	1	
110	メチダチオン(DMT P)	0.004 mg/L	1	
111	メトミノストロビン	0.04 mg/L	1	
112	メトリブジン	0.03 mg/L	1	
113	メフェナセツト	0.02 mg/L	1	
114	メプロニル	0.1 mg/L	1	
115	モリネート	0.005 mg/L	1	

※令和8年4月1日改正の内容を反映しております。

表3 水質検査結果
「令和7年度」

	水質基準項目		基準値 (mg/L)	検査頻度 (年回数)	梅ノ木取水口		美里町浄水場	
					最高値	平均値	最高値	平均値
人の健康に影響を与える項目	1	一般細菌	1mL集落数100以下	12	6700	3179.2	0	0
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	1	0	0
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満
	8	六価クロム化合物	0.02以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4	0.066	0.027	0.004未満	0.004未満
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	0.7	0.43	0.8	0.56
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	0.1	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	0.08	0.04	0.10	0.05
	14	四塩化炭素	0.002以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	17	ジクロロメタン	0.02以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	20	ベンゼン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	21	塩素酸	0.6以下	4			0.09	0.05未満
	22	クロロ酢酸	0.02以下	4			0.001未満	0.001未満
	23	クロロホルム	0.06以下	4			0.0013	0.0007
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4			0.001未満	0.001未満
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4			0.0040	0.0024
	26	臭素酸	0.01以下	4			0.001未満	0.001未満
	27	総トリハロメタン	0.1以下	4			0.0092	0.0052
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4			0.001未満	0.001未満
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4			0.0028	0.0016
	30	ブロモホルム	0.09以下	4			0.0012	0.0007
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4			0.005未満	0.005未満
生活利用上支障を及ぼすおそれのある項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	0.37	0.2075	0.01未満	0.01未満
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	1.30	0.78	0.01未満	0.01未満
	35	銅及びその化合物	1.0以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	14.7	10.5	15.2	11.3
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	0.130	0.066	0.001未満	0.001未満
	38	塩化物イオン	200以下	12	16.3	10.3	25.9	16.6
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4	37.5	28.3	34.4	27.3
	40	蒸発残留物	500以下	4	142	112	118	100
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	42	ジェオスミン	0.00001以下	12	0.000004	0.000002	0.000001未満	0.000001未満
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	12	0.000003	0.000001	0.000001未満	0.000001未満
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	45	フェノール類	0.005以下	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	12	2.4	1.6	0.6	0.4
	47	PH値	5.8以上8.6以下	12	7.4	7.2	7.3	7.0
	48	味	異常でないこと	12			0	0
	49	臭気	異常でないこと	12	1	1	0	0
	50	色度	5度以下	12	23	14	1未満	1未満
	51	濁度	2度以下	12	17	7	0.1未満	0.1未満

注)「大腸菌」:検出回数,「味」「臭気」:異常回数

表3 水質検査結果
「令和7年度」

	水質基準項目		基準値 (mg/L)	検査頻度 (年回数)	桜木町配水池		蜂谷森配水池	
					最高値	平均値	最高値	平均値
人の健康に影響を与える項目	1	一般細菌	1mL集落数100以下	12	0	0	0	0
	2	大腸菌	検出されないこと	12	0	0	0	0
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	8	六価クロム化合物	0.02以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	0.8	0.58	0.5	0.36
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	0.08	0.04	0.06	0.03
	14	四塩化炭素	0.002以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	17	ジクロロメタン	0.02以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	20	ベンゼン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	21	塩素酸	0.6以下	4	0.12	0.05未満	0.08	0.05未満
	22	クロロ酢酸	0.02以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	23	クロロホルム	0.06以下	4	0.0045	0.0023	0.0052	0.0024
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4	0.002	0.001未満	0.002	0.001未満
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4	0.0075	0.0045	0.0042	0.0028
	26	臭素酸	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	27	総トリハロメタン	0.1以下	4	0.0196	0.0116	0.0154	0.0086
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4	0.001	0.001未満	0.002	0.001未満
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	0.0066	0.0038	0.0051	0.0030
	30	ブロモホルム	0.09以下	4	0.002	0.0010	0.0009	0.0005
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
生活利用上支障を及ぼすおそれのある項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01未満
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	35	銅及びその化合物	1.0以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	14.5	11.2	13.2	10.9
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	38	塩化物イオン	200以下	12	24.7	17.5	18.8	14.0
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4	34.0	27.0	27.0	21.0
	40	蒸発残留物	500以下	4	116	99	101	85
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	42	ジェオスミン	0.00001以下	12	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	12	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	45	フェノール類	0.005以下	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	12	0.6	0.4	0.6	0.4
	47	PH値	5.8以上8.6以下	12	7.3	6.9	7.3	7.1
	48	味	異常でないこと	12	0	0	0	0
	49	臭気	異常でないこと	12	0	0	0	0
	50	色度	5度以下	12	1未満	1未満	1未満	1未満
	51	濁度	2度以下	12	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

注)「大腸菌」:検出回数,「味」「臭気」:異常回数

表3 水質検査結果
「令和7年度」

	水質基準項目		基準値 (mg/L)	検査頻度 (年回数)	柿ノ木平配水場			
					最高値	平均値		
人の健康に影響を与える項目	1	一般細菌	1mL集落数100以下	12	0	0		
	2	大腸菌	検出されないこと	12	0	0		
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	0.0003未満	0.0003未満		
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	0.00005未満	0.00005未満		
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満		
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満		
	8	六価クロム化合物	0.02以下	4	0.001未満	0.001未満		
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4	0.004未満	0.004未満		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	0.2	0.09		
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	0.05未満	0.05未満		
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	0.01	0.01未満		
	14	四塩化炭素	0.002以下	4	0.0001未満	0.0001未満		
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4	0.005未満	0.005未満		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	0.0001未満	0.0001未満		
	17	ジクロロメタン	0.02以下	4	0.0001未満	0.0001未満		
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満		
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満		
	20	ベンゼン	0.01以下	4	0.0001未満	0.0001未満		
	21	塩素酸	0.6以下	4	0.05未満	0.05未満		
	22	クロロ酢酸	0.02以下	4	0.001未満	0.001未満		
	23	クロロホルム	0.06以下	4	0.0091	0.0040		
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4	0.003	0.002		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4	0.0022	0.0018		
	26	臭素酸	0.01以下	4	0.001未満	0.001未満		
	27	総トリハロメタン	0.1以下	4	0.0172	0.0093		
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4	0.004	0.002		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	0.0058	0.0034		
	30	ブロモホルム	0.09以下	4	0.0002	0.000125		
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	0.005未満	0.005未満		
生活利用上支障を及ぼすおそれのある項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	0.01未満	0.01未満		
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	0.01	0.01未満		
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	0.01未満	0.01未満		
	35	銅及びその化合物	1.0以下	4	0.01未満	0.01未満		
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	11.0	10.6		
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	0.001未満	0.001未満		
	38	塩化物イオン	200以下	12	18.1	10.7		
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4	16.2	13.5		
	40	蒸発残留物	500以下	4	77	70		
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	0.01未満	0.01未満		
	42	ジェオスミン	0.00001以下	12	0.000001未満	0.000001未満		
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	12	0.000002	0.000001未満		
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	0.005未満	0.005未満		
	45	フェノール類	0.005以下	4	0.0005未満	0.0005未満		
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	12	0.5	0.3		
	47	PH値	5.8以上8.6以下	12	7.5	7.4		
	48	味	異常でないこと	12	0	0		
	49	臭気	異常でないこと	12	0	0		
	50	色度	5度以下	12	1未満	1未満		
	51	濁度	2度以下	12	0.1未満	0.1未満		

注)「大腸菌」:検出回数,「味」「臭気」:異常回数